

健康保険・厚生年金保険任意適用申請書

【手続概要】

この申請書は、任意適用を申請する事業所（常時働く従業員が5人未満の個人事業所またはサービス業の一部・農業・漁業等の個人事業所）が任意適用事業所の認可を受けるために提出していただくものです。

【添付書類】

以下の添付書類が必要となります。

なお、添付書類のうち住民票（コピー不可）は、直近の状態を確認するため、提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものを提出いただくこととなりますのでご注意ください。

1. 任意適用事業所の許可を受ける場合

- (1) 任意適用申請書
- (2) 任意適用同意書（従業員の2分の1以上の同意を得たことを証する書類）
- (3) 事業主世帯全員の住民票（コピー不可）
- (4) 以下すべての公租公課の領収書（原則1年分）（コピー可）
 - ・所得税（国税）
 - ・事業税（道府県税）
 - ・市町村民税（市町村税）
 - ・国民年金保険料
 - ・国民健康保険料

※ 事業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は「賃貸借契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを別途添付してください。

※ 従業員を常時5人以上使用する個人事業所（一部非適用業種を除く）は強制適用事業所となります。

2. その他

保険料を口座振替により納付を希望される場合は、「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」を添付書類にあわせて提出して下さい。